

高知県が保有する外国登録商標「KOCHI YUZU」の使用に関するガイドライン 新旧対照表

新	旧
<p>2. 対象となる商標 本ガイドラインにおいて対象となる地域（以下、「本地域」という。）及び本商標の詳細は、次のとおりです。</p> <p>(1) 地域 欧州連合加盟国、中華人民共和国香港特別行政区、シンガポール共和国、<u>中華人民共和国</u></p> <p>(2) ①～③ 略 ④<u>中華人民共和国登録商標</u> 登録番号：第18624061号 指定商品：（第32類）<u>果実飲料、アルコール分を含まない果実のエキス、植物飲料、飲料製造用調製品、飲料用エッセンス</u></p>	<p>2. 対象となる商標 本ガイドラインにおいて対象となる地域（以下、「本地域」という。）及び本商標の詳細は、次のとおりです。</p> <p>(1) 地域 欧州連合加盟国、中華人民共和国香港特別行政区、シンガポール共和国</p>